

P F O S等含有泡消火薬剤の転換促進事業実施要綱

(制定) 令和6年6月13日付6環改化第246号
(一部改定) 令和7年3月12日付6環改化第927号
(一部改定) 令和8年3月13日付7環改化第962号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都内（以下「都内」という。）の固定式泡消火設備（特定駐車場用泡消火設備を含む。）に設置されているP F O S等含有泡消火薬剤（P F O S含有泡消火薬剤及びP F O A含有泡消火薬剤をいう。以下同じ。）をP F O S等非含有泡消火薬剤に転換する経費の一部を補助し、転換促進を図ることで、P F O S及びP F O A（以下「P F O S等」という。）の漏出等に伴う新たな汚染の発生を抑制するP F O S等含有泡消火薬剤の転換促進事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 泡消火設備 消火用の水に泡消火薬剤を混合させ、泡放出口から放出する際に空気を吸い込み、泡を形成し、燃焼している面を覆うことにより、泡による窒息効果と泡を構成している水による冷却効果によって消火する設備であって、駐車場などの水による消火方法では効果が少ないか又はかえって火災を拡大するおそれのある場所に設置されているものをいう。
- 2 固定式泡消火設備 泡放出口、配管、加圧送水装置及び泡消火薬剤が固定されている泡消火設備をいう。
- 3 特定駐車場 特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成26年総務省令第23号）第2条第1項に規定する特定駐車場をいう。
- 4 特定駐車場用泡消火設備 特定駐車場における火災の発生を感知し、自動的に泡水溶液を圧力により放射して当該火災の拡大を初期に抑制するための設備をいう。
- 5 P F O S含有泡消火薬剤 ペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S）を原料として含有又は製造過程上で生成されたP F O Sを含有している泡消火薬剤のうち、一般社団法人日本消火装置工業会（以下「工業会」という。）が示す「泡消火薬剤の扱いに関する資料（泡消火薬剤一覧表）（第七報）（令和7年5月発行）」（工業会が発行月以降に更新した場合は、最

新報。以下「泡消火薬剤一覧表」という。)において、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。)のPFOS規制対象と記載されている泡消火薬剤及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。)のPFOS規制対象と記載されている泡消火薬剤をいう。ただし、薬剤の型式等が不明で、泡消火薬剤一覧表においてPFOSに関して規制対象であると判断できない場合は、平成22年3月以前に設置された泡消火設備に設置されているものであって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する薬剤をいう。

(1) 工業会が発行するPFOS含有泡消火薬剤管理台帳登録済証(黄色地に黒文字)の貼付が確認できるものであること。

(2) 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3に基づき、消防署等に提出する消防用設備等点検結果報告書に添付する点検表に記載するためのサンプリング検査結果において、5年以内の試験報告書等にPFOS含有であることが確認できるものであること。

(3) 分析機関による泡消火薬剤の分析において、薬剤中にPFOSが1ppb以上検出されたことを証明できる泡消火薬剤であること。

6 PF OA含有泡消火薬剤 ペルフルオロオクタン酸(PF OA)を原料として含有又は製造過程上で生成されたPF OAを含有している泡消火薬剤のうち、泡消火薬剤一覧表において、化審法のPF OA規制対象と記載されている泡消火薬剤及び水濁法のPF OA規制対象となっている泡消火薬剤をいう。ただし、薬剤の型式等が不明で、泡消火薬剤一覧表においてPF OAに関して規制対象であると判断できない場合は、令和3年10月以前に設置された泡消火設備に設置されるものであって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する薬剤をいう。

(1) 消防法第17条の3の3に基づき、消防署等に提出する消防用設備等点検結果報告書に添付する点検表に記載するためのサンプリング検査結果において、5年以内の試験報告書等にPF OA含有であることが確認できるものであること。

(2) 分析機関による泡消火薬剤の分析において、薬剤中にPF OAが1ppb以上検出されたことを証明できる泡消火薬剤であること。

7 PF OS等非含有泡消火薬剤 5及び6に該当しない泡消火薬剤をいう。

8 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体又は中小企業等協同

組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協働組合並びに個人事業主をいう。

- 9 大企業 第 3 1（1）ア及びウからコまでに掲げる者を除く法人（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- 10 管理組合等 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条に規定する団体（当該団体が設置されていない場合にあつては、当該建物の建築主とする。）をいう。

第 3 本事業の内容

1 補助対象事業者

補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の要件を全て満たす者であつて、3の補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者とする。

(1) 次に掲げる者のうち、いずれかに該当すること

ア 中小企業者等

イ 大企業

ウ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

オ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

カ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人

キ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

ク 特別法の規定に基づき設立された法人又は協同組合等

ケ 法律により直接設立された法人

コ 管理組合等

(2) 補助対象機器（補助金の交付対象となる機器をいう。以下同じ。）の導入に係る経費について、国その他の団体（区市町村を除く。）から補助金等の交付を受けていない者であること。

(3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

ウ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

エ 法令に基づく必要な許可の取得又は、届出がなされていない者

オ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

2 補助対象機器

補助対象機器は、次に掲げる要件を全て満たす固定式泡消火設備とする。

- (1) 都内の駐車場に設置されるものであること。
- (2) P F O S等非含有泡消火薬剤に該当する泡消火薬剤を備えること。
- (3) 補助対象事業者がその所有権を有するものであること。
- (4) 未使用の泡消火薬剤を備えること。

3 補助対象事業

補助対象事業は、補助対象事業者がその所有権を有し、都内の駐車場に設置している固定式泡消火設備であって、補助金の交付申請日において次に掲げる要件を全て満たすものを、この要綱の施行日以降に補助対象機器に転換する事業とする。

- (1) P F O S等含有であって、工業会の泡消火薬剤調査に係る管理台帳に登録されている泡消火薬剤を備えていること。
- (2) 工業会が発行するP F O S含有泡消火薬剤管理台帳登録済証（黄色地に黒文字）又は泡消火薬剤管理番号シール（灰色地に黒文字）が貼付されている泡消火設備であること。

4 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、補助対象機器1台ごとにその購入、運搬、調整、据付け、P F O S等含有水溶液の洗浄、除却する泡放出口、P F O S等含有泡消火薬剤及びP F O S等含有水溶液の処理に係る費用とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

なお、P F O S等含有泡消火薬剤の処理に係る費用については、「P F O S及びP F O A含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（令和4年9月環境省）」に従い、適切に処理を行った場合に限る。

5 補助金の交付額

- (1) 補助金の交付額（以下単に「交付額」という。）は、補助対象事業者ご

とに以下のとおりとする。

ア 第3 1 (1) ア及びウからコまでのうちいずれかに該当する者
補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)。ただし、補助対象事業者1者につき700万円を上限とする。

イ 第3 1 (1) イに該当する者
補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)。ただし、補助対象事業者1者につき500万円を上限とする。

第4 本事業の実施体制

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - (1) 公社が補助対象者に対して補助をするために造成する基金への出えん
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第5 予算措置

都は、次の各項に掲げる事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

- 1 公社は、補助金交付事業の実施に関し必要な事項について定める規程等(以下「規程等」という。)を制定すること。
- 2 公社は、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

第6 本事業の予算額と実施期間

- 1 本事業の補助金の交付額総額は、256,000千円を上限とする。
- 2 本事業の実施期間は次の各項のとおりとする。
 - (1) 補助金の交付申請の募集期間は、令和9年3月31日までとする。
 - (2) 補助金の交付期間は、令和8年度及び令和9年度とする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年6月13日付6環改化第246号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月12日付6環改化第927号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月13日付7環改化第962号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。